

令和8年 第6回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	3
○ 説明のため出席を求めた者	4
○ 議事録作成者	5
○ 議案等審議結果	6
○ 会議の顛末	7～

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和8年3月26日（木） 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第7号	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則の制定について	
	議案 第8号	川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
	議案 第9号	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	
5	議案 第10号	川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	
6	議案 第11号	川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程の制定について	
7	議案 第12号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案 第13号	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案 第14号	教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について	
10	議案 第15号	川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	

11	議案 第16号	業務量管理・健康確保措置実施計画について	
12	議案 第17号	令和8年度版「川西の教育」の発行について	

○ 出席者

教 育 長 石田 剛

委 員 治部 陽介
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌織

委 員 金子 愛

委 員 澤野 幸司

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	岩脇 茂樹
教 育 推 進 部 理 事	下内 卓夫
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	富本 幸二郎
教 育 推 進 部 副 部 長	高橋 忠大
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 総 務 課 長	田中 秀弥
教 育 保 育 課 長	三石 基文
教 育 推 進 部 副 部 長	木山 道夫
(教育保育職員・入園所相談担当)	
給 食 課 長	福美 江津子
入 園 所 相 談 課 長	岸本 匡史

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 事 務 職 員	石塚 太樹
-------------------	-------

○ 議案等審議結果

議案 番号	議案名	提出 年月日	議決 年月日	議決 結果
議案 7	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 8	川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 9	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 10	川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 11	川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 12	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 13	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 14	教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 15	川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決

議案 16	業務量管理・健康確保措置実施計画について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決
議案 17	令和８年度版「川西の教育」の発行について	8. 3. 26	8. 3. 26	可 決

○ 会議の顚末

[開会 午後2時]

石田教育長	それでは、ただいまより、令和8年第6回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。 まず初めに、「本日の出席者」を報告いたします。 全員出席でございます。 なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
教育総務課長 （田中）	本日の「事務局職員の出席」についてご報告申し上げます。 本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
石田教育長	次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しています議事日程表のとおりであります。 これより日程に入ります。 日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。 教育長において、澤野委員、治部委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。 次に、日程第2「前回議事録の承認」ですが、事務局において調製し、第3回臨時会の議事録の写し及び第4回定例会の議事録の写しをお手元に配付していますので、事務局から説明をお願いいたします。
教育総務課長 （田中）	それでは、第3回臨時会につきまして、ご説明申し上げます。 第3回臨時会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果、5ページから議事録でございます。 署名委員は、治部委員と金子委員よりご署名を頂戴しております。 次に、第4回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果、5ページから議事録でございます。 署名委員は、金子委員と佐々木委員よりご署名を頂戴しております。 説明は、以上でございます。
石田教育長	説明は終わりました。 ただいまの説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

第3回臨時会の議事録及び第4回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、「議事録」につきましては承認されました。

次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。

事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(岩脇)

それでは、2月分の教育委員の皆様の活動について報告いたします。

まず、治部委員におかれましては、市役所にて第3回特別支援教育コーディネーター部会へご参加いただきました。

佐々木委員におかれましては、神戸市からの依頼により校園長向け人権研修の実施、小学校6年生を対象とした平和学習及び緑台小学校にて「歴史を学ぶ意義」についての出前講座において、ウクライナからホームステイされておられるアントンさんの講演に立ち会っていただきました。

金子委員におかれましては、市役所にて川西の教育アクションプラン実践事業「学びの深化」実践指定における新規実践指定校園所及び研究グループの選定審査会にご出席いただくとともに、小戸保育所にて児童との意見交流会、牧の台小学校にて探究学習3C発表会、市役所にて「保育の質ガイドライン」に係る講演にご出席いただきました。また、けやき坂小学校石原医師の巡回相談を視察いただきました。

澤野委員におかれましては、桜が丘小学校にて「子どもの声を聞く会」、兵庫教育大学との包括連携協議に向けてのオンライン会議にご参加いただきました。

佐々木委員、金子委員におかれましては、桜が丘小学校にて児童との意見交流会にご出席いただきました。

主なものではございますが、報告させていただきます。

石田教育長

ただいまの報告及び各委員から補足、または意見等ございましたらお願いいたします。

治部教育委員、お願いします。

治部委員

先月、参加させてもらった「特別支援教育コーディネーター研修部会」

ですが、これは3回シリーズでやっており、3回とも久代幼稚園の岡田園長先生と僕と2人で企画をして、プレゼンを進めていくという会でした。

今回、3回シリーズ終わって思うことは、特別支援教育コーディネーターの定義を細分化する際、コーディネーターは何を求められているのかというその定義をもう一回みんなで考えようということでした。もしよかったらその2つをここでお伝えしたいなと思います。

一つ目は、こどもたちのできることを増やしていくことと、ありのまま楽しく過ごすことができる環境調整とのバランスのテーマです。

もちろん、子どもたちができることを増やしていく姿は素晴らしいことなんですけれども、発達的に考えると、それは危うさもあると示唆する方もいます。

できないことをできるようにするための支援は、時にストレスが大きすぎるとの意見もあります。教育福祉的なモデルをベースにした考え方が1個目の問題提起です。

二つ目が、発達的な危機、それぞれの文脈においてリスク要因と保護要因があり、できるかぎり保護要因をふやしていくことを大切しようということです。

例えば、児童虐待という文脈のときの保護要因とリスク要因はそれぞれありますし、精神疾患に関するリスク要因と保護要因少し異なる要因が指摘されることがあります。文脈ごとに分けて考えようとしてみました。

今後の課題としては、今回は公立の園所の方たちばかりでしたが、民間園所はどうやって受け入れていくんだろうなっていうところに一つ疑問がありました。

以上です。

石田教育長

何かありますか。

ちょっと聞いてて、そのリスク要因と保護要因が、例えば特別支援教育の中でどういう文脈なのか、ちょっと理解し難かったのです。

どういうニュアンスなんですか。

1点目は分かりました。やれることを増やしていくという観点が、ややもすると逆の意味を持つというのは理解できました。

2点目をすみません。私だけかもしれませんが、分かりにくかったのですけど、もう一度お願いいたします。

治部委員

もちろんです。非常にややこしい話ですけども、例えば、精神疾患における保護要因とリスク要因っていうのは、精神疾患の発生の可能性とい

うことで分子と分母に分けられると考えられるんですね。分子に来るのがリスク要因、分母に来るのが保護要因。それを割ったときに、ある程度の発生の可能性が見えてくるみたいな。

例えば、精神疾患のリスク要因については、精神的な脆弱性と外部ストレスがリスク要因と考えられ、保護要因は、話を聞いてくれる仲間がいることとか、ストレスコーピングの方略を持っているとか、ある程度の自尊心なども指摘されています。

そういう保護的な要因とリスク要因のバランスを、できるかぎり保護要因に多さを持たせることができれば、リスクが多い中でも頑張っていけるイメージでしょうか。

石田教育長 結局、保護要因が多くなることによってリスク全体が軽減するというような考え方でいいということですかね。分かりました。

治部委員 そうですね。

石田教育長 何か意見出ましたか。

治部委員 いろいろ出ました。

石田教育長 例えば。

治部委員 コーディネーターがリスク要因と保護要因をアセスメントしていく専門性を身につけて個々にコーディネートするのであれば、マンパワーが足りない。担任と兼務はそもそも難しいと思うという意見が大半でした。

石田教育長 実際、それで行政としてどこまでできるか難しい問題でもありますね。だからと言って「できない」という結論にはしてほしくないなと思います。やりにくいっていうのはよく分かるんだけど。なかなかそのために専任を置くっていうのは難しいかなと思いました。

年に3回で一応完結して、来年度またされるんですか。

治部委員 はい、この会は年3回で一度完結しました。次年度に関しては、特別支援教育コーディネーター部会というものが廃止になるかもっていう今検討されているようで、なくなっちゃうのかなっていう不安はやっぱりあります。まだ継続未定だと僕は聞いてます。

石田教育長 それは園所のコーディネーター部会がなくなる。

治部委員 という話だったと思います。

石田教育長 学校とは別に。

治部委員 どうでしょうか。そこまで分らないです。

石田教育長 また確認しておきます。コーディネーター部会という言い方自体が就学前の、部会なのかもしれませんね。

たまたまですけど、考えないといけないと思っているのは、特別支援教育に関する考え方や捉え方が、経験則によるところが非常に多く、ちゃんとした学びができてるのかどうか、一昨年度、特総研に行ったときに、そういった研修を国立研究所でやられてるっていう話を聞き、そこが絶対いいわけではないですが、何かそういう学術的にきちっとした特別支援教育を受け直す機会が必要だと思っています。

その経験則に引っ張られてるから、いわゆる校園所間によってちょっと観点の違いがあってそごが起きてるんですね。そのそごが、あまり子どもたちや保護者にいい影響を与えてないというか。中学校に行ったらこういう教育しか受けられないですよとか、小学校で今日こういう教育してるから中学校でできないんですよみたいな、間違った発信になっている部分があると私個人も考えています。

そこを考えたときに、川西市の特別支援教育はどういう方向性を持って進めていくんかっていうことを研究する、そういうことを考えていないといけない、漠然とですが、またご相談しようと思っています。

何か子どもによって当然支援の仕方は違うんですが、一体何を指して川西市の特別支援は教育をやっていくのかっていうことを整理する必要があると思っています。

よろしいですか。

佐々木委員。

佐々木委員 ご縁で神戸市の教育委員会からお声をかけていただいて、生徒指導に対する問題意識を持つということで子どもの人権から話をしてくれないかというご依頼でした。

生徒指導提要から考える子どもの人権としてお話ししてきまして、全市

内、神戸市の全域の校長先生方、園長先生方が出席されてたんですけれども、非常に熱心に聞いてくださって、最後のワークショップというかグループワークもしたんですが大変盛り上がって、もうどこで止めようかっていうぐらいに議論が活発にされたのが大変印象に残りました。

川西市がそうなのか分かりませんが、成績表みたいなのがつけて帰ってこられるんですね。アンケート、総勢その200人、300人の先生方のアンケートを点数で1から4まで4点満点で、平均何点でしたみたいな項目ごとと全体の点数が返ってくるので、しゃべる側もフィードバックされるのでとても、そういう意見をいただけたことも参考になりまして、参考までに言うと大変よい成績をつけていただいたという、はい。

あとは、ずっと思いを持って続けている平和学習のところで、回ってきたというのがあります。

以上です。

石田教育長

神戸市のそういう校長会議、管理職の会議でもやっぱり生徒指導に対して二側面あるじゃないですか。人権の面の側面と集団的な規律の面の側面みたいな、そこの何かせめぎ合いみたいのはありましたか。

佐々木委員

力のある先生の定義が、やっぱりその場を抑えられるという意味での力を持っている先生が重宝されるということで、教育長が福本先生が課題をお持ちでしたので、生徒指導提要にはこう書いていますということと、子どもの人権の考え方は法的にはこうですってということを説明した上で、子どもの人権を制約する、できることが、子どもの人権を制約できる要件というのは、こういうことに限られますよねっていう説明の仕方をしました。

ですので、場面場面で正解は違ってくると思いますという前提を置いて、法的な考え方はこう。でもそれを踏まえた上で、常に念頭に置きながら現場で対応してくださいというようなまとめ方をしました。

石田教育長

はい、ありがとうございました。何かよろしいですか。

ちょっと話があっちこちに飛ぶんですが、昨日中学校と養護学校の生徒会が集まって意見交流をする機会を今年からつくったんですけど、やっぱりそのときに、一つは集団生活の規律を守るべき側面と、それから人権の側面ってということについて、子どもたちなりにはいろいろ考えてるんだんだろうけど、生徒会の子どもたちとも一緒に話し合う機会があってもいいのかなと思いました。

だから、今まで委員会が当たり前にやっている、例えばチャイム着席を点検する作業とか、靴がきちんと靴箱にそろえられてるかとか、そういうことを自分の仕事として委員会の仕事として受け継いで、それをきちっとやりたいってこう言っている。もちろんそれは悪いことではないですが、それが行き過ぎると、今度違う意味の、それで本当に学校生活はどうなっていくのか、何を指すためにそういうことをしているのかっていうことまで考えていかないと、単にチェックする、みんなそろってることが、何か善であるか、過ごしやすい学校になっているとなってますし。また逆もあります。集団生活である以上、周囲の子どもたち、同じ仲間のことを考えていく必要があり、自分勝手な行動はなかなか難しいというのがありますが、何かその根本について考える機会があってもいいかなと漠然と思っています。

佐々木委員

今、先生がおっしゃった、靴をそろえるとかっていうのは、何かその手段の目的という感じですよ。靴をそろえることが目的じゃなくて、靴をそろえられるぐらいに落ち着いて安定してるっていうところを目指さないといけないので、チェックすることはいいですけども、チェックの先ができてるのかっていうのはすごく気になりますね。

石田教育長

それは同じ例で言っていて、例えば黙想、黙って掃除するって、黙って掃除することは目的じゃないですよ。一生懸命掃除をするために、集中するために黙想する、今それが手段と目的が、さっきも言われて問題提起されたけど、子どもたちの中できちんと整理されてるのかっていうところを問題提起してあげないと、みんな黙って掃除してるから二重丸ですとか言って終わってしまうような生徒会活動でやっていいのかなっていう気はします。どちらがいいとか正しいじゃなくて、そこのせめぎ合いの両方を理解した上で、自分たちの活動を見直していく必要があると思います。本当の目標はどこにあるのかっていうところは整理してあげないといけないと思います。非常にやる気があって、活気もあっていいですが、何かそれに安易にこちら側も乗っかるだけでなく、いろいろ考えていく、そういう子どもたちを育てていきたいと思ったので、また機会があれば、そういうときに参加していただいてもいいかなと思いました。

金子委員、お願いします。

金子委員

けやき坂小の探究学習の発表会に行ってきたんですけども、私は5年生、6年生の発表の6年生のほうをメインで見てたんですが、防災に関する発

表でした。

防災食をつくったり、ハザードマップをつくって危険箇所を知らすとか、圧迫止血をするとか、胸骨圧迫の仕方を参観に来た地域とか保護者の方に生徒が教えるっていうような発表の仕方だったんです。

どのコーナーの児童も「相手に伝える」っていうことをすごく意識した話し方や伝え方で、自分たちが知ってることをただ言うんだじゃなくって、相手が理解できるか、相手が分かるかっていうところをすごい意識した対応の仕方で、誰もやらされ感がなくて、これは主体的に学習に取り組まれた結果だなんて見ていました。それを、保護者だけではなくて、参観には地域の方も呼ばれており、地域の方もご覧になったというのはとっても大きなことだったなって思いました。

けやき坂小の石原ドクターの巡回相談の見学をさせていただいたんですけども、川西市ではちょっと私はあまり聞いたことがないような、医教連携の現場でした。

先生は、自分は診断するために来たんじゃないっていうことを、それはすごく大事な点なんですとおっしゃっていました。何のための医教連携かというと、教育的な視点と医療的な視点の意見を寄せ合うために医教連携をするんだとおっしゃっていました。

巡回されて、そのドクターが見立てた子どもの、その見立てを先生がクラス運営や指導に生かすことができれば、児童にとっても先生方にとっても相互に理解が深まるような気がします。

その後に先生方の研修会にも石原先生が入られたんですが、私が見ていた感じ、全ての先生が医教連携を求めているというか、そうしようと思っ
てはないような感じも受けたんですけど、中には、やっぱり医教連携を望む先生がいらっしゃる。いらっしゃるからお呼びになったんですけど、希望される方がいるんだったら、今後とも取り組まれてはどうかなんて思いました。

以上です。

石田教育長

個人的に聞いていましたが、石原ドクターの巡回っていうのは、特別支援に関するものなんですかね。

金子委員

クラス全体をご覧になって、特別支援の子を特別に抜き出してとかそういう見立てではなく、クラス全体の子たちの動きを見てご意見なさってました。

石田教育長 例えば、それはどんな見立て、アセスメントになるんですか。ドクターから見た学級の様子をアセスメント、交流してるということで、どんなことを見られているのですか。

金子委員 事前に担任の先生から教室の席順と、ちょっとした背景や、その子の持っている個性というか特性を書いた一覧表を先生は手元には持っておられるんです。実際、クラスの中で発言したり動いたり、生徒同士で交流しているところをご覧になって、診断するわけではないですが、この子にはこういう感じが見られるから、それに対応した声のかけ方とか、この子がこうしてるのはどんな背景があるからだっていうことを推測しながら対応されたらいいですよみたいな。ごめんなさい、私の言葉でうまく言えないんですけども、医療の方だから言えるような言葉を使ってご意見され、それが、求めてる先生にはとても響くといいますか、子どもの理解の足がかりになるんじゃないかなって思いました。

石田教育長 一度見てみたいと思いました。そのドクターとしてのアセスメントがどんなものなのかっていうのは、興味深いのが1つと。

特別支援もそうなんですが、そういう専門家の方にアセスメントしてもらうときに、何でもいい点と悪い点があり、非常に子ども理解としての一つ、多面的な子ども理解という意味で、すごく意味がありますが、気をつけないと、指導者がそのレッテルを貼ることによって何か安心してしまう。この子のこうやったからこうなんかっていうので留まってしまって、支援の内容にまでなかなか行けないリスクも時々感じる時があるんですよね。だから、この子が落ち着かないのはこういう理由なんだっていう診断書がつくことは大事なのかもしれませんが、それによって思考が止まってしまうというか。だから、だからっていう次がなかなか出てこないっていう、そんな感じはどうですかね。

金子委員 決してレッテルを貼るとか、診断してこの子はこうだからっていうことをなさりに来たわけではない感じがしました。

例えば、「勉強ができない」っていうことに対して考えられる要因としては、知的な発達、家庭環境など、発達の特性、2Eの4つの視点があると解説されたりしていました。実際に宝塚市や三田市の一部学校では医教連携や巡回もしており、学校の先生や養護の先生たちと情報共有して現場に生かすっていう取組をされてると聞いています。

石田教育長

一度、金子委員と講演を聞いて、そのお話をしたことがあって、アセスメントがいろんな専門的な分野からされるというのはすごく大事なかなとも思っています。いろんな人が子どもをアセスメントすることによって支援の仕方を考えるという、個人的にはその先がまだ見えてないので、連携するのはいいとして、あのときは不登校でしたかね、特別支援でしたかね、医学的な見地みたいなものがあるって、ああ、そういう考え方もあるんだなと思ったんですけどね。また機会があれば、けやき坂小学校でされてるということなので、見る機会があればなと思います。ありがとうございました。
澤野委員、お願いします。

澤野委員

さっき報告の中に、報告し忘れており言えなかったんですが、来年度から2か年間のその研究モデル校ですかね、その選定の委員を金子委員と2人でさせていただいたときに、川西小学校と東谷小学校の2つの学校が手を挙げて、両方とも若手の先生方を中心にこんな研究をやりたいと。その先に、子どもたちのどういう学びが生まれてくるという話を、プレゼンをされたんですが、非常に驚いたのは、経験のある先生たちがそういった研究について語るのかなと思ってたときに、まだ30代ぐらいの先生方が自分の学校で子どもたちの学びをこうしたいという熱量を持って話をされている。それをプレゼンという形にして自分たちの研究を進めていきたいと、そういう熱量を持った先生方がこんなにたくさんそれぞれの学校にいるんだな。多分、両校だけじゃなくてほかの学校にもこういう層の先生たちがいるんだなっていうことを感じる機会になりました。

非常に両校とも、一方の東谷小学校は既に研究をされている先生の実践を基にしながら、これを学校の中で横展開をしていくような学校全体としての取組を組織的にどうするかというお話でしたので、非常にマネジメントをしながら、子どもたちの学びにつなげていくというスキームが非常によく分かりやすくされていました。

川西小学校も非常に、幼保所の連携の研究かと思ってたらそうではなくて、いわゆる就学前の教育・保育はやっている子どもたちの見取りだとか、学びの在り方というものをどう小学校の教育課程の中に盛り込んでいくか、教育活動のブラッシュアップにつなげていくかといったことをやっぱり組織的にやっていく。そういったことを非常に、自分自身が小学校のときにそこまで考えていたかなというと考えてないなという自分の反省もあったんですけど、こういう先生方が川西市では育ってきてるんだなっていうのをつかみ取るいい機会だったなと思います。採点の結果、どちらがなったにしても、遜色のない研究がそれぞれ学校で進められていくんだろうなと

いうことを感じたところです。

そういったことを踏まえて、今回、また後で報告があるかもしれませんが、川西市が進めているクエスト。いわゆる子どもたちの学びの在り方を進めるために、大学という地位を使って少し理論的なことも、少し学校の先生方、自分たちでもそれだけやっていくわけですけど、もうちょっと多面的なというか、いろんな視点でその事業づくりに、そういう大学の知恵を入れていくことによって、確固たる、先生方にとってみれば実践プラス理論といったところを併せ持ちながら、自分たちのやっている教育活動の意味とか、そういう意味づけをしてもらう機会としてはとてもいい話になるのではないかと考えてまして、今後この連携協定がうまくいって、ただ中身のあるものに。本当に子どもたちの姿として、または学校のそういった教室の環境等が変わっていく。具体的に学びの姿が変わっていったりというような、実のあるものにつながっていくといいなと、そう思いながら、一緒に大学とつなぐ仕事をさせていただいたところです。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

2点あって、今、1点目のことについては、私も報告を聞いてる中で川西小学校、東谷小学校の取組が非常にレベルの高いものであって、しかも学校全体で取組もうとされているというところに広く興味を持ちました。非常に審査するのが難しかったと聞いてるので、それはよかったかなと思っています。

ただ一方で、やっぱりそうやって引っ張っていってくれる先行の学校があるんですけど、そこの応募っていいですか、やっぱりレベルが高くなって、うちなんかまだまだできないわみたいな感じになってしまうのは、私としてはどうかなと。いろんなことについて最初からやり出すのに、そんな高度なものを別に目指すことではなくて、やっていくことが大事なので、もうちょっとプレゼンする学校があってもいいかなと思いました。

特に園所は、内容はいいんですが、プレゼンの能力がやっぱりね、今までそういう機会がなかったということで、どうしても辛い結果になってしまったということで、今回いろいろ取組をやっておられるのに、こういうことに手を挙げる園所が少なくなって、自信を失ってるのかなと気になったところです。

それから、2点目で言われてるところは以前にも少しお話ししましたが、今お話をして詰めてるところですが、兵庫教育大学と包括連携協定を結んで、様々な分野で専門的な知見を現場、または教育委員会の中に入れ

ていく必要があるのではないかと。フィールドとして提供したり、うちは取り組んでる内容について学術的な裏づけをいただいたりとか、そういうことが必要かと思っています。また正式には来月報告する形になるかと思いますが、今はそういう形で進んでるということでお知りおきください。

はい、どうぞ。治部委員。

治部委員

今までも兵庫教育大学とは幾つか意見交換とかをされたと思うんですけど、それとはもうちょっと違う定期的なミーティングとか、毎回テーマを決めてとか、そんな感じなんですか。

石田教育長

今まで兵庫教育大学との連携の中でいうと、特別支援教育、兵庫教育大学の大学院に行っている教員の方、特別支援について学んでいる教員の方が川西市の学校園所をフィールドとして研究を進めるというところがあり、それはもう大分長いこと連携してきているので、そういう分野的なものはあったんですが、今回は先ほど澤野委員から言っていたとおり、包括ですのでいろんな面、例えば、今兵教大が進められているSTEAM教育がどうなのかや、ほかにもいろんな地域の学び、コミュニティスクールがどうなのかとか。そういうテーマを絞って、兵教大からテーマをいただくかもしれないし、うちとしてもこれに力入れていきたいというようなことを一緒に研究できたらなという形で包括的に進めていこうという感じで進めています。

もう一点、台湾へ行かせてもらい、新竹と屏東県とのMOU締結をして、子どもたちのオンラインの学習を進めていくと。希望する学校園所とそういう2つの市と県とを結ぶ学習を進めていくということで、もう新年度から手を挙げているところについて継続的にできるような環境にしていきました。いろいろ同じ部分もあれば違う部分もあって、子どもたちの学びと同時に教職員の学びにもなったらいいかなと思っていますところ。

それともう一つが、2月24日にPTA連合会との懇談会を行いました。毎年やっており、予算のあらましが出た時点でこんな予算が出ました。こういう方向でやっていきますということで、部長からプレゼンをしていただいたんですが、いろんな意見が出たりしながら、テーマを決めてグループごとにディスカッションを行いました。

こういう取組は非常に大事だと思っているんですけど、一つは連合PTAも含めてですが、PTAの組織自体が変わっているんで、公平性を考えたときに連合PTAに在籍していない保護者会であるとか、そういった方に対してどういう形でしていくのかとうことが一つあるのと、これから学

校支援していく1つの団体として、PTAもありますが、学校運営協議会もありますので、できたら学校運営協議会の方々にこういうプレゼンをしていく必要があるのではないかと考えています。この辺のところは、また連合PTAと相談をしながら、学校運営協議会の進捗状況を見ながら、進めていかなければならないかなと思っていますが、議会の中では予算のあらましが出ていますが、やっぱり市民やまた保護者、子どもも含めて、こういうことを説明する機会というのは、教育委員会としてはあまりなかったもので、そういう機会をつくるということは大事かなと思いました。

長くなりました。全体を通じて何かありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

次に、日程第4、議案第7号から9号まで、関連する議案であるということで、一括して説明を求めたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

それでは、そういう形で進めさせていただきます。

議案第7号から第9号まで一括して事務局から説明をお願いします。

入園所相談課
長(岸本)

それでは、議案第7号「川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」、こども誰でも通園制度の実施に当たり、関連する規則改正でございますので、一括してご説明させていただきます。

議案書は3ページから15ページまででございます。

いずれの案件も規則の一部を改正するに当たり、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

3ページをお開き願います。

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部改正でございます。市立認定こども園における乳児等通園支援事業の利用時間の特例について定めるに当たり、規則の一部を改正しようとするものでございます。

4ページをお開き願います。

第3条の次に第3条の2として利用時間の特例を規定します。

内容は、「保護者が乳児等通院している事業を利用した場合において、

当該利用した時間が利用予定時間に満たないときであっても、当該保護者は乳児等通園支援事業を利用予定時間と同時間利用したもの」とみなすというものです。

例えば、お子様を預けた後、予定より早く迎えに来られたというような場合があった場合でも、時間どおりの料金とさせていただくという、みなすというものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

川西市保育料等の減免に関する規則の一部改正でございます。

市立認定こども園における乳児等通園支援事業の保育料の減免等について定めるとともに、規則の適正性を確保するため、規則の一部を改正しようとするものでございます。

7ページをお開き願います。

第2条第5号の改正は文言の整理でございます。

次に、第6号として乳児等通園支援事業保育料の定義を追加し、第7号で支払い義務者の定義に乳児等通園支援給付認定保護者を追加しています。

第3条第3項として、減免の要件を別表で規定する旨を追加し、従来の第3項を第4項として減免を行う場合について、乳児等通園支援事業保育料を追加しています。

別表第2の改正でございますが、9ページが改正前、10ページが改正後になります。各規程の引用箇所を改めさせていただいております。

11ページをお開き願います。

別表第3を新たに設け、乳児等通園支援事業保育料の減免要件について規定しています。

1は、生活保護に係る場合で全額減免。2は、市町村民税所得割額7万7,101円未満などについて3分の2の減免。3は、その他特別の事情がある場合について市長が必要と認めた額としています。2の規定は、長くっておりますけれども、こちらの所得割額の算定に関しまして、例えば住宅ローン控除などの適用がある人は、その適用前であることであつたり、政令指定都市の場合は住民税のうち市民税と県民税の割合が一般の人は異なりますので、その場合は一般市として算定した割合であることなどをこちらで規定させていただいております。

12ページをお開き願います。

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部改正でございます。

市立認定こども園における乳児等通園支援事業の実施日時及び利用定員を定めるに当たり、規則の一部を改正しようとするものでございます。

13ページをお開き願います。

第24条として乳児等通園支援事業について規定するものですが、第1項では実施日をいわゆる平時とするものですが、本規則の第8条第1項第1号及び第2号並びに第2項第3号に掲げる日以外の日、こちらが土日祝日と年末年始以外の日でございますけども、それ以外の日としています。

第2項は実施時間ですが、午前9時から午後5時までで園長が定める時間としています。現時点では、各園統一して午前9時から11時までで実施の予定となっています。

第3項では、1時間当たりの利用定員及び一月当たりの利用定員になりますが、各園とも1時間当たり5人、一月当たり150人と規定しています。以降のところについては、1条ずつ繰り下げています。

以上、3つの規則改正についてでございますが、いずれも令和8年4月1日から施行するものとしています。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明が終わりました。いわゆる誰でも通園制度に関わるということで、協議会でいろんな質問が出たところです。全国的に取り組むべき方向性として国が出していますので、うちもそれをやっていこうということになっています。

今のところ、申請状況とかは分かりますか。

入園所相談課
長（岸本）

こちら、今3月号の広報でもお知らせさせていただいております。

3月9日から保護者の支給認定、乳児等通園支援事業を利用できるという認定を受け付けておりまして、現段階で申請状況ですが、50人程度の方から申請していただいております。

順次、認定作業というか、認定の処理をしていくわけですけども、施設で事前面談というのを実施していくことになりますけども、認定した方はアカウントが発行されて、事前面談予約というのを入れる形になるんですけども、今その事前面談予約を各施設に入っていってるような状況でございます。今日、市立のこども園の担当者とか園長とかに集まっていって、その操作の研修だとかそういったことを今させていただいてるところでございます。

石田教育長

ありがとうございます。

初めての事業なので、すごく理念といいますか、理解するものであるし、

進めていくものでありますけど、現場との調整もしながら進めていく必要があるということ。これは議会でもご指摘いただいたところなので、始まったから終わりというのではなく、これから継続して見ていきながら進めていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号から9号につきまして、これを可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号、8号、9号につきましては可決されました。

次に、日程第5、議案第10号「川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(田中)

それでは、議案第10号「川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

本案は、乳児等通園支援事業の開始などに伴い、川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

議案書の17ページをご覧ください。

まず1つ目が、川西市教育委員会事務処理規則についてでございます。

教育長業務の見直しにより教育長の決裁を要する事項を定めた第10条の2第11号に規定しております「幼稚園及び認定こども園の学級編制に関すること」を削除いたします。

少しページが飛びますが、議案書の20ページから21ページをご覧ください。

別表個別専決事項、教育推進部教育総務課に関する事項における7の「小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制に関すること」を「学校園の学級編制に関すること」に改正いたします。

また、1教育委員会開催に関する事務を処理すること、12要保護及び準

要保護児童、生徒の就学援助の決定及び手続に関すること。13奨学資金貸与の手続に関する事務を処理することの決裁区分を見直します。

次に、入園者相談課に関する事項についてでございます。

第1項と第3項を整理し、認可施設を別記している第1項に地域型保育事業を変更し、第3項は認可外に関する項目といたします。

第2項は、幼稚園の部分を市立1号認定児といたします。

第4項は、保育所、認定こども園を包括的に示す認可保育施設等としています。

第5項及び第6項は事務分掌規則同様に、誰でも通園制度の実施に合わせて追加するものです。

第7項については、個別専決事項として規定がなかった指導監査について規定を設けようとするものです。

第6項及び第7項については、軽易なものは課長専決、重要なものは部長専決としております。

2つ目、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正でございます。ページが戻りますが、議案書の18ページをご覧ください。

こども誰でも通園制度の実施に当たり、入園者相談課の分掌事務を追加するとともに、既存の規程について整理しようとするものです。

第4号では、子ども・子育て支援給付に関することとしています。子ども・子育て支援給付には、誰でも通園に関する乳児等のための支援給付も含まれております。

第5号では、乳児等通電支援事業の実施を追加いたします。

追加に伴いまして、第4号から第6号を繰り下げて、第7号で誰でも通園実施施設の監査等について追加しております。

なお、この規定は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

誰でも通園制度に伴う見直しと、それから幼稚園等で複式学級で運営する場合に今までは教育長の決裁が必要だったものをそこまで重くしなくてもいいのではないかと、学級編制に関することですので。そういったことも含めてこの機会に見直しをして整理をしたというところで、多岐にわたっています。これも協議会で説明はさせていただいております。多くはその2本柱が大きな変更ですが、何かご質問ありますか。

治部委員	21ページの7番、入園所相談課に関する事項についてですが、民間保育施設等に対する指導監査に関すること。これはどこまで川西市が指導監査について意見する権限がありましたか。
入園所相談課長（岸本）	民間保育施設につきましては、認可のしているところが県であったり、もしくは小規模の保育事業所であれば市が認可しているというものもあります。誰でも通園制度の乳児等通園支援事業についても市の認可となります。施設的な民間に基づく指導監査については県の権限という形になります。給付費等民間の保育施設、それは県が認可している保育所、こども園であっても、市が給付費として運営費を支払っていたりしています。そういった意味で、給付費の支払いに対する範疇の確認監査、例えば保育士が配置基準どおり配置されているかだとか、そういったところについては市が指導監査をする権限を持っているということになります。よろしいでしょうか。
石田教育長	よろしいですか。 ほか、よろしいでしょうか。 それでは、お諮りいたします。 議案第10号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。 よろしいですか。 （「異議なし」の声あり）
石田教育長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号につきましては、可決されました。 次に、日程第6、議案第11号「川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程の制定について」であります。 事務局から説明をお願いします。
教育総務課長（田中）	それでは、議案第11号「川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程の制定について」につきまして、ご説明申し上げます。 議案書の23ページをご覧ください。 本案は、地方自治法改正において、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれの管理する情報システム利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な

措置を講じなければならないと規定されたことに伴い、情報セキュリティ規程を新たに制定する必要があるため、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

議案書の24ページをご覧ください。

川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程は、全2条から構成されております。

第1条では、情報セキュリティ規定の目的を定めております。

第2条第1項では、市長部局で規定されております川西市情報セキュリティに関する規則を準用することを定めております。

第2項では、情報統括管理者の副市長を教育長に、情報統括副管理者の企画財政部長を教育推進部長に、情報セキュリティ管理者の企画財政部ICT推進課長を教育推進部教育総務課長にそれぞれ読み替えを定めております。

なお、この規定は、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

参考に、議案書25ページから28ページに、川西市情報セキュリティに関する規則とその改正案を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

これも協議会でお話ししましたが、地方自治法改正に基づいて定めなければならないということで、市の規定しているものを準用して、教育委員会として準用するということで改正をしています。何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第11号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、第11号につきましては可決されました。

次に、日程第7議案第12号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

給食課長
(福美)

それでは、議案第12号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 ご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

本案は、川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正するに当たり、市長に申入れするにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、学校給食費の保護者負担額の変更に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

議案書の30ページをお開き願います。

内容につきましてご説明いたします。

令和8年度から実施する、国の小学校給食費の負担軽減内容について附則し、令和8年度に向けて改定する給食費について別表における1食当たりの学校給食費を改定しようとするものです。

附則5では、小学校に係る学校給食費の特例として、1食当たりの学校給食費から、国の交付金に当たる312円を減じた額に標準実施回数に乗じて得た額を額とすること。ただし、児童の保護者が生活保護法の規定により教育扶助を受けている場合は、該当しないこととしております。

附則6といたしまして、川西市特別支援学校に係る学校給食費の特例として、川西市特別支援学校小学部について実施する学校給食費の減額については、特別支援学校小学部の国の交付金が1食当たり372円となり、改定後の給食費より上回っているため0円とすること。ただし、学校給食を受ける児童の保護者が生活保護法の規定により、教育扶助を受けている場合は該当しないこととしております。

附則7といたしまして、特別支援学校の学校給食について、保護者が特別支援学校の就学奨励に関する法律第2条の規定により、学校給食費の半額について支援を受けている場合の学校給食費の減額については、改定後の1食当たりの学校給食費の額から半額を引いた額に、標準実施回数に乗じていた額になることを附則しようとするものでございます。

次に、別表第5条関係の改定といたしましては、学校給食費の改定部分になります。種別、小学校特別支援学校について1食当たりの学校給食費のうち、区分、主食、副食及び牛乳を335円に、牛乳飲用停止給食を256円に、副食停止休職を139円、牛乳のみの給食を79円、米飯のみの給食を60円にしようとするものでございます。

また、種別、中学校についても1食当たりの学校給食費のうち、区分、主食、副食及び牛乳を383円に、牛乳飲用停止給食を304円に、副食停止給食を148円に、牛乳のみの給食を79円、米飯のみの給食を69円にしようとする

するものでございます。

この規則は、令和8年4月1日から施行としております。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。大きな柱としては2点あると考えています。

1つは、国の施策に基づいてということですね。小学校の給食費について軽減が図られると。2点目の柱は物価高騰等によって給食費、食材も含めてですけど値上げをせざるを得ないという状況で、その分で小学校、特別支援学校、それから中学校、それぞれ区分が違いますけども、国のその支援で足りない部分は、食材費についてはご負担いただくという考え方で進めていこうと考えています。

現状国際情勢もあって、まだこの後、価格がどうなっていくかは非常に難しい問題もあるかと思っておりますが、こういう形で進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第12号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第12号につきましては、可決されました。

次に、日程第8、議案第13号「川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育保育課長
(三石)

それでは、議案第13号「川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

本案は、川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条1号の規定により、議決を求めるものでございます。

提案理由は、秋季休業日の日程変更、校外行事の表記の見直し、及び部

活動に関わる条文の整理に当たり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

まず、秋季休業日につきましては、家庭における体験活動の充実や児童生徒の心身のリフレッシュを目的とし、令和7年度より試行実施をしております。具体的な日程につきましては、文化の日の前後であり、近隣の休日と連続した休暇とすることで、より効果的な休業期間の設定を図るために本改正を行うものでございます。

校外行事の表記につきましては、本規則の確認過程において、現行の「転地学習」等の表現が実態と乖離していること。また、泊を伴わない教育活動の例示も含め、より適切なものに見直す必要があることから、本改正を行うものでございます。

部活動に関わる項目につきましては、令和8年度の部活動の社会移行の完全実施に伴い、本規則から部活動に関わる条文を削除するものでございます。

議案書、34ページをお開きください。

第3条第1項の「休業日」において、第6号の「秋季休業日」を「11月2日」に改めます。

第6条第1項の「学校以外の場所で行う教育活動」において、「転地学習、キャンプ」を「校外学習」に改めます。

同じく第6条第1項において、「校外行事及び部活動の一環として実施する校外行事」を「校外行事」に改めます。

最後に、第6条第2項を削除いたします。

規則の施行日は、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。これも協議会で事前にありましたように、1つは部活動の社会移行が令和8年度から本格実施されるので、部活動という言葉に照らしているということと、もう一つは、令和7年度から実施してます長期休業日の見直しの施行ということで夏季休業の3日をそれぞれ振り分ける中で、文化の日の秋季休業をかませで連続して休業日とできるようにということでしております。

長期休業に対する子どもたちと保護者と教職員のアンケート結果が出ています。またメールで送りますのでご確認ください。

アンケートでは、ゆとりを持って生活できたという意見が多いかなと思っていますが、そもそも言いますと、文部科学省の学習指導要領の改訂

を今後見据えていかなければいけないので、令和8年度施行にしていますが、その学習指導要領の改訂で授業時数をどうしていくのかということや週時程とともに考えていかなければいけないので、単に休業日をどうするかだけの問題ではなくて、週時程とともに考えるということを来年度作業していきたいなと思っています。

ただ、春季休業が延びて学校での準備が非常にしやすかったということと、秋季休業によって生活、長い2学期について一定休養できるようなゆとりもあったということ。それから冬季休業ですね。家族で過ごせる時間が多かったなどの意見がありました。また、もう一度資料確認させていただきますのでよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第13号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第13号につきましては可決されました。

次に日程第9、議案第14号「教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育保育課長
(三石)

それでは、議案第14号「教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書、36ページをお開き願います。

本案は、教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、教科書以外の図書等の取扱いを変更するに当たり、規則の一部の改正をする必要があるためでございます。

本改正は、各学校で使用される教科書以外の図書、すなわち補助教材の適正な管理をより効率的かつ簡素に行い、学校現場の負担を軽減しつつ、子どもたちの充実した学びを継続的に支援することを目的としております。

現在、各学校より教材として使用される教科書以外の図書等につきましては、使用届を提出していただき、教育委員会において管理を行っております。文部科学省からは、学校における補助教材の取扱いに関して、教育的効果が見込まれる有益で適切なものは使用可能である旨の通知が出され

ており、教育委員会が規則に承認の定めを設け、これに基づいて管理を行うことができるとされております。しかしながら、現行規則においては、補助教材の現品提出義務に関する明確な定めはありません。これまで教育委員会では、各学校から提出される使用届出の一覧データと照合するため、実務上、補助教材の現品を教育委員会まで持参していただく運用が続いておりました。

この現金提出の運用について検証した結果、現品の有無が補助教材の管理の適正性や教育的判断に大きな支障を来すものではないと判断いたしました。現在の管理体制は、主に学校からの提出データに基づいて行われており、現品があるからといって管理の質が格段に向上するわけではありません。また、近隣他市町においても、補助教材の現金提出を求めているケースが多数あり、本市においても運用を見直すことで、学校現場の負担軽減と業務の効率化を図ることが可能であると考えます。

提出された資料届出データの内容を、教育課程との整合性、過去の申請履歴、他校での使用実績といった多様な観点から多角的に精査し、必要に応じて学校への確認を行うことで、現品によらずとも、より効率的かつ的確な審査承認が可能と考えます。

加えて、これまでその取扱いについて明確な整理が必要とされてきた休業中における学習帳や日記帳の類につきましても、改めて規則に個別具体的に明記する必要があるか検討いたしました。その結果、これらの補助教材は、現行規則の「その他これ等に準ずるもの」という包括的な規定で十分に管理対象として包含できると判断いたしました。これにより、規則の記述を簡素化し、将来的な多様な補助教材についても柔軟に対応できる運用を目指します。

これらの課題を踏まえ、より実効的かつ効率的な管理体制を構築するため、本改正を行うものでございます。

議案書37ページをお開きください。

第3条1項の「現品に」及び「添えて」を削除し、同項3号を削除し、同項第4号を同項第3号に改めます。

規則の施行日は、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

担当から説明があったとおり、副読本等教科書以外のものについては現品を添えて申請してましたが、その必要はもうないのではないかとということで、それに伴って日記等についてはも文言を整理した内容となっていま

す。

文言整理はよろしいんですけども、学校現場においてもタブレット等で電子媒体によるドリルとかが導入される中で、本当に必要な副読本なり問題集であるかどうかということについても、くれぐれも学校園に周知いただきたいなと思っています。

今、いろんな社会情勢の中で、物価が高騰してる中で、学校のそういう必要なものについても適宜見直して負担ができるだけ軽減するものであるということが大事だと思いますので、この場を借りて申し添えておきますのでよろしくお願いします。

それでは、お諮りいたします。

議案第14号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号につきましては可決されました。

次に、日程第10、議案第15号「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

入園所相談課
長（岸本）

それでは、議案第15号「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の38ページをお開きください。

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いするものでございます。

提案理由は、規則の適正性を確保するための見直しを行い、規則の所要の規定の整備を行う必要があるためでございます。

39ページをお開き願います。

第2条第5号について、法改正に合わせて法第43条第3項を第4項に改めます。

次に、別表の改正になりますが、40ページが改正前、41ページが改正後になります。

石田教育長

備考第2項は、市民税所得割額から控除しないものに関する規定、第7項は子どもの数も算定方法、第1子、第2子半額とかそういう数え方の部分ですけども、子どもの数の算定方法に関する規定ですが、引用条文を見直し、規定の簡素化及び明確化を図ろうとするものでございます。

なお、この規則は令和8年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上になります。

法改正に伴って文言の整理をしたということでご理解いただけたらと思います。

何か質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第15号につきましてこれを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号につきましては可決されました。

次に日程第11、議案第16号「業務量管理・健康確保措置実施計画について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育推進部副
部長（教育保
育職員・入園
所相談担当）
（木山）

議案第16号「川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」をご説明申し上げます。

議案書の42ページをご覧ください。

本件は、令和8年4月1日から「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の一部が施行されるに当たり、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられるため、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、計画の内容についてご説明申し上げます。

まず、この計画の策定が義務づけられた背景であります。現在、教育職員の正規の勤務時間を超えた労働時間、こちらは、今までは時間外在校等時間で表記しておりますが、これは一定減少の傾向にあるものの、依然として長時間に及ぶ教育職員も多く、各学校における改善への取組状況に

も差が見られるなどの課題が生じております。

このような状況の中で、昨年6月にいわゆる「改正給特法」成立しまして、学校における働き方改革の一層の推進を図るために、各教育委員会は、業務量等の管理目標や具体的な取組内容などを規定した計画を策定し、働き方改革の一層の推進を図ることとされました。本計画の実施状況につきましては、毎年度、ホームページ等での公表と総合教育会議での報告が必要とされております。

本計画を策定するに当たり、従来、働き方改革については、共通した目標をつくるなどをして県全体で取り組んできた経緯もあるため、計画全体の項目立てや計画期間、目標値などは兵庫県が策定する計画に合わせて、具体的な取組内容については、本市の課題に即した対応策を記載するようにしております。

それでは、資料の「川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」の1ページ、こちらの議案書44ページでございますが、そちらをご覧ください。

「1. 計画の趣旨や現状」についてですが、（2）本市の現状において、県の計画の「令和6年度の時間外在校等時間の状況」の表を本市の計画でも使用してございます。

1人当たり年間平均時間外在校等時間については、全体として月平均で31時間37分となっており、政府として、令和11年度までに達成を目指す目標値よりも約1時間40分程度多い状況となっております。

また、一月でも80時間を超えたことがある教育職員の割合は1割以下であるものの、45時間を超えたことのある教育職員の割合は54.4%と半数を超える状況となっております。

そして、市の規則で定める、教育職員が一時的または突発的に所定の勤務時間以外の業務を行うことが必要な場合の上限時間であります年間720時間を超えた教育職員は32人で、割合では4.3%となっております。

さらにこれらの数値について詳細なデータを見ると、教頭など特定の職名の時間が特に多くなっている傾向が見られるため、教育職員全体で業務改善の取組を進めていくとともに、特定の職名に特化した対応についても今後検討が必要だと考えております。

こちらの計画（案）の2ページをご覧ください。

病気休暇等取得者の状況を記載しておりますが、90日以上病気休暇や休職を取得した人数につきましては、ここ数年は横ばいで推移しております。

次に、「2. 計画期間」については、政府の目標を踏まえた上で、県の

計画と合わせて、令和8年度から令和11年度の4年間としています。

次に、「目標」については、一部表現の変更はございますが、基本的には県の計画と併せております。

「(1) 時間外在校等時間に関する目標」としましては、「1か月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の割合」を0%とすること。「1か月時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合」を0%とすること。「1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間」を30時間程度にすること。「1年間における教育職員の時間外在校等時間」を360時間以下にすることを目標にしております。

次に、「(2) ワーク・ライフ・バランス働きがい等に関する目標」としましては、「年次休暇を年間10日以上取得する教育職員の割合」を100%、「ストレスチェックにおける健康リスク値(総合)120以上の所属数」をゼロ所属にすることを目標としております。

資料の3ページをご覧ください。

「4. 実施する業務量管理・健康確保措置」につきましては、項目立てはおおむね県の計画を参考としつつも、具体的な内容については、本市で有効性のある取組を検討し記載しております。これらの内容をまとめるに当たりましては、教育委員会内の関係部署が集まり、今まで行ってきた取組の整理や、今後必要な取組についての協議を行ったほか、学校長に依頼をして学校内の働き方改革担当教諭を締めて協議をしていただいた上で、計画案に対する意見をいただくとともに、校長会で協議をしていただきました。そして、教育委員の方からご意見をいただきながら、計画案を作成いたしました。

国や県の取組を見たところ、本市では既に取り組を始めている内容も多く、その中で、今後はこの取組の徹底や内容の向上を図ることが必要なものにつきましては、継続実施としております。

項目立てとしましては、大きくは(1)業務量の削減・業務の効率化と(2)健康の保持増進、(3)取組の実効性を高めるための推進体制の整備となっております。

(1)業務量の削減・業務の効率化につきましては、大きくは「学校業務改善に関するガイドラインの6つの取組の方向に基づく取組(全県共通取組)」と「学校と教師の業務の3分類に基づく取組」に分かれており、それぞれ、今後取り組むべき政策について記載しております。

(1)業務量の削減・業務の効率化の①教職員の意識改革のウ「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進として、「働きがいのある学校づくりや業務改善を進めるプロジェクトチームの全学校内の設

置及び市教育委員会内のプロジェクトチームとの連携を」記載しております。今回新たに市教委内にプロジェクトチームを設けて、定期的に情報共有や進捗管理を行うとともに、既に学校内にある働きがいのある学校づくりの担当業務と連携することにより、働き方改革や働きがいのある職場づくりをより一層推進していきたいと考えております。

資料5 ページをご覧ください。

(2) 健康の保持増進のワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組として、「市教育委員会による「風通しのよい職場づくり」のための研修の実施」を記載しておりますが、今後、校園所長会などの場で、新たな研修を実施して、快適な職場研修環境づくりを進めていきたいと考えております。

最後に、「5. 今後のフォローアップ」につきましては、本計画に記載した各取組を計画的、また継続的に実施することができ、実のあるものとなるよう、行うべきフォローアップについて記載しております。その中には、保護者や地域への周知と理解促進などについて記載しておりますが、こちらにつきましても丁寧に進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明が終わりました。

既に説明の中にあったように、教育委員の方々にも1回お目通しをいただいてご意見をいただきながら、そして必要な内容について文言整理等をさせていただきます。

県の計画に準じているものなんですけども、市長と協議しつつ、計画の中で、段階的に進めていくのが現実的ですが、実際にはもうゼロにしていくなを目標にしていけないと、いつまでたっても減らないのではないかと。しかも計画段階でゼロにしないというのもどうなのかということで、極めてある意味、明確な方向性は出ていますが、裏を返せば非常にハードルの高い計画にはなってるかと思っています。

一つは、教育委員会としても従前からもう何年も前からこの働き方改革ということでいろんな取組を行ってきているところです。一定減少している中でも、やはり減らない部分というのは多くあり、先ほど言いましたように、一つは継続的に図っていくと。どういうふうに進捗しているのかということを図っていくということ。

教育委員会、学校現場を含めて、現場でボトムアップでやっぱり進めていかないと、なかなか教育委員会からとか県からという中だけでは済まな

いというところもありますので、そこら辺は継続してやっていかなければいけないかと思っています。

何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第16号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号につきましては可決されました。

次に、日程第12、議案第17号「令和8年度版「川西の教育」の発行について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育推進部副
部長（富本）

それでは、議案第17号「令和8年度版「川西の教育」の発行について」ご説明いたします。

議案書、49ページをお開き願います。

本案は、令和8年度版「川西の教育」の発行について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものであります。

資料の52ページをお開きください。

本市では、教育委員会の基本的な方針は、総合計画及び教育大綱で定められておりますが、教育行政を進めていく上での具体的な内容につきましては、この「川西の教育」に明示することとしております。

令和8年度版「川西の教育」での改定箇所につきましては、資料54ページから59ページでございます。

54ページから55ページでは、教育委員会の令和8年度の重要政策を。56ページから59ページでは、教育委員会事務局のこれまでの主な取組を記載してございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

お目通しいただいてるかと思いますが、計画のあらましとしては、総合計画の下に教育大綱がありまして、その後に年度ごとの取組をこの川西の教育アクションプランということで出しています。したがって、新しい取組、また今までやってきた取組を概観しながらやっていくというこ

とです。この下に具体的な今度はソフト面ということでクエストと言われる、いわゆる方向性みたいなものがあるということです。

何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第17号につきまして、これを可決することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、第17号につきましては可決されました。

続きまして、日程第13、「諸報告」であります。「清和台地区の学校の在り方検討の進捗報告について」、事務局から報告をお願いします。

教育推進部副
部長（富本）

それでは、清和台中学校の在り方を検討する懇話会の実施状況の報告をさせていただきます。昨年12月に地域説明会、清和台における地域説明会を実施した後、現在に至るまでの進捗の概要につきまして、別添資料に基づきまして、沿ってご報告をいたします。なお、当該資料は先日実施いたしました第7回の懇話会での資料となっております。

資料67ページをお開きください。

進捗状況のご報告としまして大きく4点ございます。

1点目が、川西養護学校との意見交換について。

2点目が、清和台地区保護者との意見交換について。

3点目が、清和台地区児童との意見交換について。

4点目として、今後のスケジュールについてでございます。

資料68ページをお開きください。

まず、川西養護学校保護者との意見交換でございます。

実施日につきましては、2月10日、保護者サロンをお借りしまして、5名の保護者の皆さんと意見交換をいたしました。また、2月17日から3月13日にかけて、保護者個人懇談後に個別にお話をお伺いし、小学部11名の保護者の皆さんと意見交換をさせていただきました。

68ページ下でご意見の方まとめさせていただいております。

川西養護学校を設置する場所につきましては、清和台地区は川西と猪名川町の間地点に位置しており、場所として適しているというご意見をいただいております。

資料69ページをお開きください。

川西養護学校の今後の教育環境につきまして意見をいただいた部分でございます。

小学校・中学校等とともに学ぶ環境であれば、日常的に障がい者と接する機会を増やすことで障がいに対する理解がより深まるというご意見をいただいております。

次に、資料70ページをお開きください。

川西養護学校教職員との意見交換でございます。

養護学校の川西小学校の建物、場所につきましては、先ほどの保護者等と同様、立地の条件というところでは清和台がよいというご意見をいただいております。

また、資料71ページの上の段では、今後の教育環境につきましてのご意見としましても、保護者と同様に、日常的に交流ができる環境になるのはよいということでご意見をいただいております。

続きまして、資料72ページをお開きください。

小学校の保護者との意見交換、また未就学児の保護者との意見交換についてまとめてございます。

小学校の保護者との意見交換につきましては、清和台小学校では2月5日、授業参観の終了後。清和台南小学校については、2月4日と19日と20日の授業参観終了後にそれぞれ意見交換をさせていただきました。

回答率は50%、両方とも50%となっております。

小学校の保護者の皆さんの意見としましても、少子化の進行が予測される中でB案、小学校と中学校の一体的な学びの場。C案、小学校、中学校、特別支援学校がともに学ぶ環境という、そういったより魅力的でよい学校づくりを目指してほしいという意見が多く寄せられました。

また、単学級の状況を解消するために、速やかに学校の統合を進めてほしいという意見も一定数見受けられました。

下の段では、未就学児の保護者の意見交換の結果でございます。

意見交換としては、3月1日（日）に清和台公民館をお借りしまして11名の保護者と意見交換を行いました。また、清和台小学校、清和台南小学校にこの4月から新1年生として入学される児童、保護者に対して入学説明会の場をお借りしまして、今後、小学校在学中に統合になる旨をご説明をいたしております。

そちらでいただいた意見につきましても、小学生の保護者と同様にB案、C案を望む意見が多く寄せられました。

また、入学説明会でお話を伺った新1年生の保護者の皆さんからは、単学級に対する不安があるため、進めるなら早く実施してほしいという声も

いただいております。

続きまして、73ページ以降、それぞれA案、B案、C案について、またその他についての保護者の意見をまとめてございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

続きまして、75ページをお開きください。

清和台地区の児童との意見交換の様子でございます。

清和台小学校では、授業日は2月2日、それから3月2日に実施しております。清和台南小学校では、1月26日に授業を実施しております。

授業の流れとしまして、12月の地域説明会で説明した「2つのが小学校がともに学ぶ環境を目指す」という方針をお示ししまして、2つの小学校が仲よくなるために、どのような交流をしたらいいかということを考えていただき、最後に振り返りを行うという流れで実施をいたしております。

78ページの上の段でございます。

授業の感想をまとめております。授業の感想というところで子どもたちからは、「初めに聞いたときは不安に思ったけど、「どんなことをしたら楽しいか」を考えるとアイデアがたくさん出てきて、とても楽しみになった。みんなで話し合ったら、ちょっとは安心できた。不安なこともあったけど、少し面白そう・わくわくするなと思えた」といったようなご感想もいただいております。

続きまして、77ページをお開きください。

今後のスケジュールでございます。

今後、4月以降、また懇話会を第8回、第9回、第10回という形で定期的に懇話会を開きながら、保護者、子ども、それから教職員の意見を引き続き聞いてまいりたいと考えております。8月頃には、各教育環境と運営場所、開始時期等をしっかり素案として案を提示できるよう、しっかり丁寧に進めていきたいと考えてございます。

ご報告は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

石田教育長

報告が終わりました。何か質疑、ご意見等はございませんか。

基本的には、できる限り丁寧に教職員、保護者、それから子どもたちへの意見聴取を行っているところでございます。この姿勢は続けていきたいなと思っています。

今回、4年・5年・6年生を対象に、清和台小学校、清和台南小学校で意見聴取を行ったわけですが、この6年生が多くは清和台中学校に行きますので、どういうふうにしたら清和台小学校、清和台南小学校の子どもたちが仲よく協力して取り組めるのか。また、中学校とどのようなつなが

り、特別支援学校である川西小学校とどんなつながりができるかということ、4校の校長先生方には取組の具体化をお願いしているところで、できる限りの共同作業といいますかね、できるように依頼している。令和8年度からスタートするように進めているところです。

これは全く教育長としての考えですが、現状の様々な意見があるところですけども、C案に関する要望というのは、比較的多いかなというところ。もちろん意見の多い少ないで決めるものではございませんが、多いかなという印象と。何よりもここで確認した教育委員会としての理念に合致するのではないかということで、今後やはりC案を中心に考えていく必要があるのかなと思っています。

一方で、保護者の中には、早い段階でもう単学級を避けてほしいという意見もありますので、それについてどう対応していくのかということを含めて、新年度、早い段階で教育委員会としての意見をまとめていく必要があると思います。それをもって、市長部局とも協議していく必要があると思っています。

何かご意見ありますか。治部委員。

治部委員

早い段階での単学級を回避というのは、令和8年を待たずということですか。

石田教育長

今進めている、主に考えているC案で言いますと、早くても令和13年度にそういう小中一貫校か義務教育学校かになると。令和13年度になると、今居てる子のほとんどが中学生になっていたり卒業していたりしてるので、なかなか解消しない時期が長いこと続くと。そういう意味で、それまでもしかしたら早くにできないかというような意見も、単学級の解消に行けないかなというような意見もあるので、それに対応する方策を考えて、その上でもう一度、保護者や子どもたち、教職員の意見を聞く必要があると思っています。

治部委員

令和8年って今ですもんね。

石田教育長

令和8年度は来年度になります。

治部委員

分かりました。ありがとうございます。

石田教育長

よろしいですか。

続きまして、日程第14「諸報告」です。

「旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業施設改修及び保育所整備・運営事業者の選定」について、事務局から報告をお願いいたします。

教育保育課長
(三石)

それでは、「旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業施設改修及び保育所整備・運営事業者の選定」について、ご説明申し上げます。

81ページをお開き願います。

本件は、令和8年2月16日付、川西市こども未来部こども政策課名で市ホームページに公開された内容となります。

川西市は、標記事業に係る施設改修及び保育所整備・運営事業者として、川西市民間保育施設等整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会において選定された、株式会社はな保育を優先交渉権者に決定いたしました。今後、同社と整備・開設に向けた協議や手続を進めてまいります。

審議結果や選定経過等につきましては、資料をご参照ください。

旧東谷幼稚園の2階部分では、仮称「学びのスペース北西セオリア」を令和9年4月より開室予定としております。施設等整備については先に挙げた業者と協議を進めながら、運営等につきましては今後も検討を重ねてまいります。

説明は、以上となります。

石田教育長

報告が終わりました。

何か質問等ございますでしょうか。一応、業者がそういう形で選定されてるということの報告でした。また、詳しく分かれば都度都度報告をお願いします。よろしいですか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次回は、4月16日木曜日、午後2時から、庁議室において定例会を開催予定としております。

これをもちまして、令和8年第8回川西市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

[閉会 午後3時44分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和8年3月26日

署名委員 澤野 幸司 ⑩

治部 陽介 ⑩